

=====  
コンテンツ (No.29)

今回は、3月中旬に開催された日中商標首脳会合、今後の中国ニセモノ取締キャンペーンの動向等についてお届けします。既号でお知らせしているように、中国では知財関連の複数の法律改正が同時進行的に進展しており、商標法については早ければ4月、遅くとも6月までには新法が発布されると言われています。また、既に改正された専利法の実施細則は4月1日に公表されると言われています。WTO加盟を控え、関連法改正は急ピッチで進められていますので、今後も動向を注視していくことが必要と思われる。

なお、私、関は1998年1月以来3年余り北京に駐在しておりましたが、3月末に日本に帰国することとなりました。この場を借りて、これまでの関係者の皆様からのご支援ご協力に深く感謝いたします。後任には、特許庁から日高賢治がJETRO北京センターに赴任することとなり、本China IP News Letterの執筆を含め、これまで私の行って参りましたすべての業務を引き継ぎますので、どうかよろしくご支援をお願いいたします。

4月以降の関の連絡先は、E-mail: [sekik@iip.or.jp](mailto:sekik@iip.or.jp) ですので、遠慮なくご連絡下さい。

- 1．日中商標首脳会合が開催される
- 2．偽造品取締キャンペーンの動向
- 3．日中知的財産法律研究会開催
- 4．新専利法の逐条解説書
- 5．中国内でのR & Dの成果物の保護
- 6．人民日報のHP（日本語版）より

=====  
1．日中商標首脳会合が開催される

3月14日、第4回日中商標首脳会合が東京で開催され、中国商標局の侯局長と及川特許庁長官との間で両国の商標行政の状況、中国商標法の改正の状況、周知商標の保護、エンフォースメント問題等について意見交換が行われました。

なお、侯局長一行は、13日には日本知的財産協会、15日には日本弁理士会とも意見交換をおこないました。

これら一連の意見交換の中で、現在進行中の商標法改正の状況については、現在のところ、WTO/TRIPS 関連の改正事項とそれ以外の改正事項を二段階に分けて改正することで検討が進められているが、一部の全人大常務委員や商標局は、1回の改正ですべてを行う全面改正を望んでおり、いずれの方式を採用するか現在なお検討中であることが明らかとなりました。

侯局長によれば、二段階改正でなく全面改正とした場合、現在、国家質量技術監督局で検討している原産地表示関連規定との調整が必要となるため、審議期間の長期化が懸念されるとのことでした。

改正終了時期については、以前は2月中の予定で進められていたものの、現段階の見通しでは、二段階改正になった場合、WTO/TRIPS 関連部分の法案成立は早くとも4月頃の見込みとのことでした。

## 2. 偽造品取締キャンペーンの動向

昨年10月より展開されている偽造品取締キャンペーンでは、約4ヶ月間の活動で、関係部局の取締人員367万人が動員され、70種類、55億RMBに及ぶ二セモノ商品が押収され、製造・販売拠点3万2千ヶ所が摘発されるとともに、違法行為に関わった犯罪分子約2,731人以上が逮捕された模様です。中国日本人商工会議所では、この機会を活用し、日系企業の被害状況を詳細に取りまとめ、全国偽造品取締協調グループの弁公室主任である李伝卿国家質量技術監督局局長宛に取締の要望書を提出したことは前号でお知らせしたところですが、さらにこの後、日本大使館の杉本公使が、国家技術監督局に対して、商工会議所の提出した案件について、早期の取締の実施を要請した結果、いくつかの案件について取締が行われた模様です。

国家質量技術監督局は、このような二セモノ取締活動を2001年のNo.1プロジェクトとして取り上げ、予算の面でも、2000年の100万RMBから150万RMBに増額するなど積極的に取り組む姿勢を見せていますが、呉邦国副総理が責任者となり国家技術監督局が事務局を務めた、今回の18省庁連合のキャンペーンは3月末で終了する見込みといわれています。

一方、今度は、李嵐清副総理、呉儀國務委員が責任者となり、国家工商行政管理总局が事務局を務める23省庁連合の新しいキャンペーンが10月からスタートすると言われています。なぜ技術監督局主導から工商局主導のキャンペーンに切り替わるのは不明ですが、最近では共産党の幹部研修にも二セモノ取締の講義が含まれており、さらには、全人大終了後の朱鎔基総理の記者会見では、二セモノ取締関連の国家工商行政管理总局、国家質量技術監督局、国家出入境検閲検疫局が正部長級（閣僚級）の役所に格上げされることが発表され、二セモノの取締まり体制は、着実に強化されていくものと予測されます。

## 3. 日中知的財産法律研究会開催

2月8日、北京の国家知識産権局において、3Eプロジェクトの一環として「日中知的財産法律研究会」が開催され、日中の法律専門家が、特許、商標及び訴訟の3つの分野について集中討議を行いました。この3Eプロジェクトとは慶応大学と北京の清華大学と間で行われているもので、3E(Energy, Environments, Economy)の3つ分野にわたる共同研究プロジェクトです。知的財産権は経済分野の項目の一つとして行われており、これまでに企業の知的財産権管理の分野で中国各地でセミナーを開催しています。

今回は、日本からは牧野利秋弁護士（元東京高裁裁判長）、中島敏弁護士らが参加し、中国側からは最高人民法院、國務院法制弁公室、知識産権局、商標

局、北京大、清華大等から立法関係者や専門家が参加し、専門的な立場から時効、損害賠償額の算定等について集中的なディスカッションを行いました。

討議の内容や今後の検討課題等については、現在 JETRO 北京センターで内容を取りまとめ中であり、6月を目途に日中2カ国語の報告書が完成する予定ですので、関心のある方は JETRO 北京センター (Tel. +86-10-6513-7075,6,7)までお問い合わせ下さい。

#### 4．新専利法の逐条解説書

昨年8月25日に専利法の改正案が全国人民代表大会常務委員会を通過し、2001年7月1日より施行されることとなっていますが、この新法の逐条解説が国家知識産権局(SIPO)条法司によって編集され、知識産権出版局より出版されています。(定価7.8元、ISBN7-80011-503-8/D・012)

また、この内容に関連情報を付け加え、日本語に翻訳したものが「改正 中国特許法解説」として日本アイアール株式会社(Tel.03-3357-3467, E-mail: [ir@nihon-ir.co.jp](mailto:ir@nihon-ir.co.jp))から出版されています。

#### 5．中国内でのR & Dの成果物の保護

最近、中国内で外資系企業による研究開発センターの設立が相次いでいます。このような中、新専利法では、職務発明に関する規定が改正され、職場の設備等を用いて完成した発明について、会社と社員の契約によりその権利の帰属を定めることができることにしています(第6条)。また、職務発明として会社に権利が帰属することになった場合、発明者には合理的な報酬を与えなければならないと規定されました(第16条)。これらの規定は、改正前の規定と比べると、発明者の保護が手厚くなっており、特に職務発明の場合の「報酬」は、従前規定されていた「報奨」よりも金額的に相当大きくなる可能性があり、全体として発明者の保護が手厚くなる傾向にあります。

ところで、中国では、優秀な人材の流動性は、日本に比較してかなり高く、権利意識も高いのが通常ですから、中国内で技術開発を行う場合、職務発明と非職務発明の区別、報酬の算定方法を事前に発明者と合意しておくことが、トラブル防止の上で、最低限必要だと考えられ、この面での対応の準備が日系企業の間でも急がれています。

実際に発生する事例としては、例えば、開発の中核として働いていた現地従業員Aが突然退職し、競合メーカーに移籍した。その後Aが当社在勤中に開発した成果について特許出願をすることとなったが、Aを発明者に加える必要はあるのか否か。上記Aが移籍後の企業において、当社に在籍していたときの経験を生かして類似の技術開発を行い、特許出願を行った。その場合、当社ではどのような措置を講じることができるのか。といったことが考えられます。

これまでも、中国における特許関連の紛争中、権利帰属に係る事件が約半数を占めていると言われており、これから開発成果や知的財産権の帰属を巡って紛争が生じる可能性はますます増大すると予想されます。さらに、中国で発明

された重要技術を世界中で権利化する必要が生じるのも時間の問題でしょうから、問題が発生する前に、ルールと対策を十分検討しておくことが重要といえるでしょう。特に、現地合弁企業の場合、報酬規定の改定には董事会の決定が必要といった企業も多いと思いますから、中国での技術開発が本格化する前に入念に社内規定等を整備する必要があると考えられます。

## 6. 人民日報のHP（日本語版）より

広東省、特許出願全国トップに

[http://j.peopledaily.com.cn/2001/02/09/jp20010209\\_2239.html](http://j.peopledaily.com.cn/2001/02/09/jp20010209_2239.html)

湖北省：偽物製造の通報に、最高4万元の謝礼

[http://j.people.ne.jp/2001/02/15/jp20010215\\_2441.html](http://j.people.ne.jp/2001/02/15/jp20010215_2441.html)

モトローラが特許侵害で訴えられる 千万元の損害賠償

[http://j.people.ne.jp/2001/02/28/jp20010228\\_2864.html](http://j.people.ne.jp/2001/02/28/jp20010228_2864.html)

中国ブランドのエアコン、初めて日本に輸出

[http://j.people.ne.jp/2001/03/05/jp20010305\\_3020.html](http://j.people.ne.jp/2001/03/05/jp20010305_3020.html)

上海：偽ブランド告発奨励制度で初の表彰者

[http://j.people.ne.jp/2001/03/10/jp20010310\\_3299.html](http://j.people.ne.jp/2001/03/10/jp20010310_3299.html)

上海市：市民の偽物取締りを奨励、通報者を表彰

[http://j.people.ne.jp/2001/03/16/jp20010316\\_3539.html](http://j.people.ne.jp/2001/03/16/jp20010316_3539.html)

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 2001/3/23号 (N0.29)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

配布の停止、追加等は

<http://www.melma.com/mag/17/m00002317/>

バックナンバーを御覧になりたい場合は

<http://www.jc-web.or.jp/data/letter/index.htm> または

<http://www.cnip.org>

ご意見・ご質問・ご感想等は、

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公楼401 郵編100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

関 和郎 [seki@public.east.cn.net](mailto:seki@public.east.cn.net)

韓 艶梅 [yanmei@cnip.org](mailto:yanmei@cnip.org)、馮 超 [fchao@cnip.org](mailto:fchao@cnip.org)までご連絡ください。

Copyright 2001 Kazuo Seki, all rights reserved

---